# 的組合吕马一汉

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email: office@adm.kyodai-union.gr

第6回口頭弁論 9月3日(水)10:00~ 京都地裁第208号法廷



## 原告団115名に! 多数の傍聴ご参加を

年6月11日の賃金訴訟提起から1年余が経過し、5回の口頭弁論が行われました。当初96人だった原告団も、その後参加が相次ぎ、現在115人にまで達しています。2012年8月から2014年3月までの1年8ヵ月間の賃下げによる損害額は、教授職で60万円超、准教授や一般職掛長クラスで約30万円に至っています。

9月3日の第6回口頭弁論を終えると、「証人尋問」にステージは移ります。10月29日には被告(大学側)への証人尋問、11月5日には原告側への証人尋問が予定されています。

たち原告団の「財政的根拠も高度の必要性もない賃金引下げである」との主張に、法人は、震災復興に必要、政府の要請、賃下げへの異議申出は原告団長以外誰もいない(黙示の同意)、等を繰り返すばかりです。財政面においては「運営費交付金削減の場合、他の収入源からの補填は容易でなく賃下げは不可避だった」と京大法人は主張していますが、本当でしょうか?

臨時給与減額に伴う運営費交付金の減額は単年度につき28億円とされており、このうち10億円を教職員の給与減額、残り18億円を研究費などを含む物件費から充てられています。

都大学の財務諸表を見ると、2012年度には32億円の目的積立金が積み立てられ、累計で216億円の積立金がありました。目的積立金は、目的の変更が法律で認められており、財源が不足した場合には取り崩すことができます。貸借対照表によれば、「現金及び預金」と「有価証券」だけで750億円を越える資産があり、キャッシュフロー計算書では運営に使用されるのは500億円にとどまっている現実のもと、賃金も教育・研究費も減らすことなく運営費交付金の削減に対処できたことは明らかです。第一に賃金、第二に教育研究費を削減するというこの姿勢は、法律および大学のあるべき運営の原則に真っ向から反しています。

9 月3日の第6回口頭弁論や、それに続く 10月29日(水)、11月5日(水)の証人尋問に おいては、こうした京都大学の財務面からも尋問、 陳述を展開する予定です。また、これまでと同様に 口頭弁論終了後に、隣の弁護士会館にて報告集 会を開催予定しています。こちらの報告集会にも 多数のご参加をお待ちしています。

### 部局など組織単位の一斉休業の問題点



#### 🜒 全学夏季一斉休業で一歩前進

京都大学は8月第三週の(月)~(水)を夏季一斉休業日と定めています。常勤(月給制)の職員にとっては休日が増えたことになりますが、非常勤(時給制など)の職員にとっては、「働けない」日数が増えたことになり、収入が減ってしまいます。

職員組合は千筆を越える教職員の署名を背景に 大学側と交渉・折衝を重ね、全学の夏季一斉休業期間(今年は8/11~8/13)に夏季休暇(有給)を充てる ことができる措置を引き出しました。これまでに比べ 一歩前進で該当者の方から広く歓迎されています。

#### ●部局独自の一斉休業の問題点

他方、全学の夏季一斉休業の前後に、部局などが 組織単位で一斉休業を実施するケースが近年散見 されますが、この組織単位の一斉休業で問題が発 生しています。

組織単位の一斉休業は、所属の教職員が同じ日に年休や夏季休暇を取得する形で実施されます。年休の場合、時季指定は労働者の権利ですので、一斉休業の設定に当たって部局などは、教職員に年休取得の協力を得なければなりません。年休の取得促進は歓迎しますが、その一方で、組織単位の一斉休業に応じることが難しい教職員もいることを忘れ

てはいけません。時間雇用教職員などは、年休の付与日数が少なく、有給の病気休暇もありません。年休は、病気や家庭の用件のために残しておきたいと考える人も少なくないでしょう。

#### ● 年休のない教職員には補償が必要

既に年休を使い切ってしまっている人や、まだ年 休が付与されていない教職員がいる場合には、さら に注意が必要です。取得できる年休がない教職員 がいるにもかかわらず、組織単位の一斉休業を実施 する場合は、何らかの形で出勤できる余地を残す か、休業手当(労基法第26条)を支払うなどの補償措 置をとらなければ違法となります。

#### ( 使用者都合の休業は有給に

職員組合は7月30日に時間雇用職員部会を開催しました。その話合いの中では、①一斉休業に応じにくい、応じることができない教職員への十分な配慮を求めること、②大学や部局などが設定する一斉休業は、「使用者都合の休業」であるから、常勤、非常勤を問わず有給で措置することを求め続けること、などを今後のとりくみの方向性として確認しました。

## 0000

#### あなたも組合に!

#### お申し込み

FAX:075-751-8365

http://join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

#### 連絡先

京都大学職員組合 事務所 〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL:075-761-8916 FAX:075-751-8365 内線:7615(本部地区)

Email: office@adm.kyodai-union.org URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

<b>ウ</b> 都大学融昌組合	もって中にも
	/// A B 1// <del>-</del>

雇用形態: □常勤 □有期雇用 □時間雇用 □再雇用 □その他(

組 合 費: ■給与控除(通常はこちら) □給与控除以外の徴収法を希望( )

E-mail: @